

事務連絡
平成 25 年 5 月 17 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響について

障害保健福祉行政については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」を確認しており、今般、この対応方針に基づき、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成 25 年 5 月 16 日付け厚生労働省発社援 0516 第 2 号厚生労働事務次官通知）を発出し、地方自治体に対しても国の取組みを説明した上で、その趣旨を理解した上で各地方自治体において判断していただくよう依頼を行っているところです。

今回、改めて、貴課に直接情報提供いたしますので、内容を確認いただいた上で適切にご判断・ご対応いただくようよろしく願いいたします。